

## PayB利用特約

### 第1条 (目的)

本特約は、株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）が、JCB所定のCashmap利用者規定（以下「Cashmap利用者規定」という）に定める利用者向けに、同規定に定めるCashmap（以下単に「Cashmap」という）を構成するサービスの一つとして提供するPayBサービス（以下「本サービス」という）を利用する場合の条件等を定めるものです。なお、JCBは、ピリングシステム株式会社（以下「ピリングシステム」という）と提携して本サービスを提供するものとし、ピリングシステムは本サービスにかかる業務の一部および第12条に定める補償の対応を行います。また、本特約に定めのない事項は、Cashmap利用者規定に従うものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本特約におけるそれぞれの用語の定義は以下のとおりとします。その他、本特約において特に定めのない用語については、Cashmap利用者規定におけるものと同様の意味を有します。

- (1)「PayBサービス」とは、加盟店が発行する払込票や請求書に印字されたバーコードまたはQRコードを、スマートフォンアプリで読み取ることで、PayBサービス上に表示される代金・その他情報を確認し、インターネットバンキングによる振込決済で簡単に支払いができるサービスです。Cashmapにて提供する納付書支払い機能は、ピリングシステムからJCBへAPI連携を通じて提供されるサービスであり、Cashmapに組み込むことで、Cashmap会員がPayBサービスを利用できるようになります。
- (2)「加盟企業」とは、ピリングシステムとの間で同社の提供する決済関連のサービスについて加盟店契約を締結した企業、各種団体、組織、機関等をいいます。
- (3)「バーコード等」とは、バーコードおよびQRコードの総称をいいます。
- (4)「スマートフォン等」とは、スマートフォン、タブレット等のJCB所定の端末をいいます。

### 第3条 (本特約への同意)

利用者は、本サービスの利用に先立ち、本サイト上でJCB所定の方法で本特約に同意する必要があります。かかる同意は、マスターユーザーのみが行うことができます。

### 第4条 (本サービスの内容等)

- 1.本サービスはCashmapを構成するサービスの一つであり、本サイト（JCB所定のWEBサイトで、JCBがCashmapの提供等のために使用するものをいう。以下同じ）における本サービスのページ（以下「本サービスページ」という）上で利用することができます。
- 2.本サービスは、利用者が加盟企業の発行した払込票、請求書等（以下「払込票等」という）の請求金額（特に定めのない限り、支払遅延がある場合の延滞金等を含む。以下同じ）について、本サービスページ上、および本サービスページから遷移するピリングシステム、金融機関等その他の事業者のWEBサイト上で必要な手続を行うことにより、支払をすることができるサービスです。本サービスの利用にかかる手続の概要は以下のとおりです。
  - (1)利用者は、自ら準備したバーコード等の読取機能のある機器を用いて、払込票等に印字されたバーコード等を読み取って本サービスページ上でJCBに送信する。
  - (2)JCBは、前号に基づき送信を受けたバーコード等をピリングシステムに送信し、ピリングシステムから当該バーコード等にかかる払込票等の情報を受領し、本サービスページに登録する（登録された払込票等を以下「登録払込票等」という）。
  - (3)利用者は、本サービスページの支払内容確認画面（以下「支払内容確認画面」という）で、登録払込票等の納付先名、納付期限、請求金額、本サービスの利用料金その他の情報を確認する。
  - (4)前号の確認後、利用者は、JCB所定の方法により、登録払込票等の請求金額の支払手段を選択した上で、当該支払手段による支払手続を行う。なお、かかる手続においては、原則として、本サービスページから遷移するピリングシステム、金融機関等その他の事業者のWEBサイトにおける各事業者所定の手続が必要となります。
  - (5)前号の支払手続が完了した場合、ピリングシステムは、利用者自身または加盟企業に代わって利用者による支払を受け、後日加盟企業との間で払込票等の請求金額にかかる精算を行う。
- 3.JCBおよびピリングシステムは利用者のために本サービスにかかる手続を行います。
- 4.第2項(4)の支払手続が完了した場合、JCBは、当該支払手続の際に本サイトにログインしていたユーザーおよびマスターユーザーの登録Eメールアドレスに対しEメールを送信する方法で通知します。

### 第5条 (情報の取扱い)

- 1.利用者は、JCBが、利用者の委託に基づき、前条第2項(1)に基づき利用者から送信を受けたバーコード等を同条項(2)に基づきピリングシステムに送信し、ピリングシステムから当該バーコード等にかかる払込票等の情報（納付先名、納付期限、請求金額（延滞金等を含む）等）の提供を受けることに同意するとともに、利用者氏名または商号、連絡先情報等の情報が、本サービスに係る決済事務履行の目的でピリングシステムに提供されることに同意します。
- 2.利用者は、第6条(6)に定める返金が行われる場合、JCBが、利用者の委託に基づき、当該返金を行うために、利用者から返金先の金融機関口座に関する情報を取得し、当該情報をピリングシステムに提供することに同意します。
- 3.利用者は、JCBが、前三項の情報その他本サービスにおいて収集した情報について、Cashmap利用者規定第14条（利用者情報の取扱い）第2項(1)の④の利用者情報（サービスの追加により、新たに取得および再取得された情報）として、Cashmap利用者規定の定めに従って取り扱うことに同意します。

### 第6条 (利用条件)

利用者は、以下の条件を全て充足する場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

- (1)JCBは、本サービスの利用に際して登録、入力等が行われた情報が真正かつ正確であって、不適切なものでないことを確認するため、JCBが合理的の必要であると判断する調査、利用者への質問、および第三者への照会を行うことができるものとします。利用者はJCBがこれらの措置を行うことについて同意し、かつ協力するものとします。
- (2)利用者は、セキュリティの維持等の観点から、JCBの判断により、本サービスにおいて支払可能な金額に上限を設けるなど、利用者による支払に一定の制限を設ける場合があることにつきあらかじめ同意するものとします。
- (3)利用者は、登録払込票等の納付期限を経過している場合、本サービスによる支払ができない場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。
- (4)利用者は、本サービスにおいては支払金額にかかる領収書、納税証明書等が発行されないことを承諾のうえ本サービスを使用するものとし、支払内容の詳細は、第4条第4項に定めるEメールおよび本サービスページ上の取引履歴で確認するものとします。
- (5)利用者は、本サービスにおける支払内容によって、法令に基づき、ピリングシステムが、利用者より委託を受けて加盟企業との間で登録払込票等にかかる請求金額の精算を行う場合があることに同意するものとします。なお、ピリングシステムにおいて支払済であることを確認した場合、その他システム上の原因等により利用者からの委託を受け付けることができないと判断した場合は、JCBより、委託を受け付けることができない理由を通知するものとします。
- (6)本サービスの利用に際し、エラー等の理由により返金が生じる場合においては、JCB所定の返金手数料（金融機関所定の振込手数料を含む）が発生し、返金額から控除されます。なお、利用者に対する返金は、原則としてピリングシステムを通じて行われます。
- (7)前各号に定めるほか、JCBが別途定める利用上の注意事項に従って本サービスを利用するものとします。

### 第7条 (本サービスの利用料金)

- 1.利用者は、本サービスの利用にあたり、JCB所定の利用料金を支払うものとします。利用料金の種類および金額・算定方法については、本サイト等に掲載します。

- 2.前項の利用料金は、本サービスの利用の際に、本サービスページ上に請求金額と合わせて表示されます。ただし、払込票等の登録（第4条第2項(2)）の時点では一部の利用料金が表示されませんので、必ず、支払内容確認画面（第4条第2項(3)）で利用料金を確認してください。
- 3.第1項の利用料金を変更する場合、JCBは、利用者に対し、変更内容および適用時期を、事前に本サイト等で公表または利用者に対しEメール等で通知します。

#### 第8条（禁止事項）

- 本サービスの利用に際し、利用者が、Cashmap利用者規定に定める禁止行為のほか、次の各号に該当する行為を行うことを禁止します。
- (1)虚偽の情報を登録、入力等すること
  - (2)第4条第2項(4)に定める登録払込票等の請求金額の支払手段の選択にあたって、第三者名義の支払手段にかかる情報の登録、入力等すること
  - (3)本サービスの利用に際し、手動によることなく、ロボット、スパイダー等を含む自動的な手段を用いてアクセスすること
  - (4)本サービスを構成するいずれかの部分について、模倣、複製、コピー、販売または再販売すること
  - (5)その他JCBが不適切と認める行為を実行または試みることを

#### 第9条（本サービスの提供時間）

本サービスの提供時間はJCB所定の時間内とします。ただし、JCBはこの提供時間を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### 第10条（加盟企業との取引）

利用者と加盟企業との取引（商品の購入、サービスの提供等が含まれるが、これらに限定されない。以下同じ）は、利用者と加盟企業との直接取引となり、また、これら取引の詳細は加盟企業の取引規約・利用規約、プライバシーポリシー・個人情報保護方針等によって規定されます。JCBおよびピリングシステムは、当該取引について当社、JCBまたはピリングシステムが直接的にサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とはならず取引に関する責任を負いません。したがって、取引に際し万が一トラブルが生じた際には、利用者と加盟企業との間で解決していただくこととなります。

#### 第11条（免責）

- 1.加盟企業、加盟企業との取引内容、加盟企業の取扱商品・サービス、各種の表示・記載内容、加盟企業における情報の取扱いなどにつきましては、当該加盟企業に直接お問合せください。これらに関する内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないことなどについて、JCBは一切保証いたしません。
- 2.JCBは、金融機関、通信事業者等を含め、JCBおよびピリングシステム以外の第三者の責に帰すべき事由による利用者およびユーザーの損害について、責任を負わないものとします。
- 3.JCBは、本サービスの利用に際して登録、入力等が行われた情報が真正かつ正確ではないこともしくは不適切であること、または利用者以外の者の情報の登録、入力等が行われたことによって生じる利用者およびユーザーの損害について、責任を負わないものとします。
- 4.前各項のほか、Cashmap利用者規定における免責の規定に従います。なお、Cashmap利用者規定第17条（免責）第3項は、本サービスには適用されません。

#### 第12条（不正利用等）

- 1.利用者は、スマートフォン等またはパソコン等の紛失または盗難、Cashmapの企業ID、ログインIDおよびパスワード（以下総称して「ID・パスワード」という）の盗取または詐取その他の事由により、スマートフォン等またはパソコン等および利用者の本サービスの利用資格（以下「アカウント」という）が不正に利用される可能性が生じた場合、または不正に利用されたことを知った場合、直ちにJCBにその旨を届け出るとともに、本サイトからのログアウトまたはパスワードの無効化、警察署への申告、被害届の提出等、JCBの指示に従い、損害の発生および拡大を防止するために必要な措置をとるものとします。
- 2.JCBがスマートフォン等またはパソコン等の盗難、紛失、および第三者によるパスワード等の取得を含め、不正利用の発生またはそのおそれがあると判断した場合、JCBは、当該スマートフォン等、および利用者のアカウントによる本サービスの利用を停止することができるものとします。
- 3.JCBが、利用者またはユーザーのスマートフォン等またはパソコン等の紛失、盗難、その他利用者またはユーザーのスマートフォン等またはパソコン等および利用者のアカウントの不正利用に関し、事実関係の調査・報告（必要書類の提出、警察署への申告等を含む）を求めた場合、利用者は当該調査・報告に協力するものとします。
- 4.利用者は、第1項に定める届出その他必要な措置を行った場合、または第2項に基づきJCBが本サービスの利用を停止した場合において、前項に定める調査、報告への協力を行ったときは、JCBに対し、次項に基づき損害額の補償を請求することができます。
- 5.前項に基づく補償請求があった場合において、JCBが、利用者の補償申請が真正かつ正確なものであり、前各項の内容を踏まえてJCBが適当と判断した場合、JCBは、補償申請を受理した日が不正利用が行われた日から30日以内である場合に限り、当該不正利用により現実に発生した通常かつ直接の損害の範囲で、当該損害が発生した月に利用者について行われた決済金額を上限として、利用者へ補償するものとします。ただし、以下の各号の事由によって生じた損害については、補償の対象外とします。
  - (1)利用者またはユーザーの故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する不正利用
  - (2)利用者またはユーザー自身が行った不正利用
  - (3)利用者がCashmap利用者規定または本特約に違反したことによって生じた不正利用
- 6.JCBが前項に基づく補償を行った場合、利用者は、当該不正利用に起因して発生した権利の一切をJCBに譲渡することに同意するものとします。

#### 第13条（利用制限）

JCBは、利用者が本特約のいずれかに違反した場合、何らの催告または通知を要することなく、当該利用者による本サービスの利用を制限することができるものとします。

#### 第14条（本サービスの一時停止・中止）

前条のほか、本サービスの一時停止・中止等については、Cashmap利用者規定におけるサービスの一時停止・中止の規定に従います。

#### 第15条（本特約の改定）

- 1.JCBは、民法の定めに基づき、利用者と個別に合意することなく、将来特約を改定することができます。この場合、JCBは、当該改定の効力が生じる日を定め、原則としてEメールを送信する方法により、利用者に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら利用者の利益となるものである場合、または利用者への影響が軽微であると認められる場合、その他利用者に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。
- 2.前項にかかわらず、利用者がCashmap利用者規定第5条（届出情報）の義務を遵守していない場合、JCBは、前項但書の場合に該当するか否かにかかわらず、本特約の改定を、当該改定の効力が生じる日を定め、本サイトに掲載する方法により周知することで足りるものとします。

#### 第16条（本特約の優越）

本サービスの利用に際し、Cashmap利用者規定およびJCBが別に定める会員規約などのあらゆる規約と本特約の内容が一致しない場合は、本特約が優先されるものとします。